

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】	3
◇ 告 示	
○ 徴収事務の委託（2件）【産業経済局地域・観光産業振興部渡船事業所】	4
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	6
◇ 市選挙管理委員会	
○ 北九州市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【行政委員会事務局選挙課】	7
○ 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【行政委員会事務局選挙課】	9
○ 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】	12

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校等の夏季休業日の変更に伴い、木屋瀬プールの25メートルプール及び北九州市立河内自転車貸出し施設の休業日を変更することにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第23号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1のプールの木屋瀬プールの25メートルプールの項中「除いた日」の次に「並びに8月26日から同月31日までの期間のうち、市長が別に定める日を除いた日」を加える。

別表第5の自転車貸出し施設の項中「8月31日」を「8月25日」に改め、「日曜日」の次に「土曜日」を加える。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目4番1号	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

北九州市告示第141号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における小倉航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
松山・小倉フェリー 株式会社小倉支店	北九州市小倉北区浅 野三丁目10番31 号	平成31年4月1日から平 成32年3月31日まで

北九州市公告第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成31年4月2日

北九州市長 北橋健治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡東区天神町4番1のうち、4番11のうち及び4番12から4番62まで並びに1366番16のうち	北九州市八幡東区東田一丁目5番3号 新日鉄興和不動産株式会社企業不動産開発本部 九州支店長 菊地史春
北九州市小倉南区朽網東二丁目970番1及び970番13から970番28まで	大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井嘉浩

北九州市選挙管理委員会告示第30号

平成31年1月27日執行の北九州市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、別紙のとおりである。

平成31年4月2日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 日 高 義 隆

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
平成31年1月27日執行 北九州市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 20,108,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	永田 浩一	所属党派	無所属	期間	平成31年1月28日 から 平成31年3月1日 まで	第2回分
出納責任者氏名	原田 祥昌					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	0 円	
荒牧 啓一	弁護士	25,000		家屋費		
縄田 浩孝	弁護士	25,000		選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通信費	30,021	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
その他の寄附	0件	0		食糧費	0	
				休泊費	0	
その他の収入		0		雑費	0	
今回計		50,000		今回計	30,021	
前回計		1,470,000		前回計	1,964,075	
総計		1,520,000		総計	1,994,096	
				項目		金額
支出のうち公費負担相当額				ビラの作成		357,000 円
				ポスターの作成		707,200 円
報告書受理年月日				平成31年3月1日		第2回報告分

候補者氏名	北橋 健治	所属党派	無所属	期間	平成31年2月7日 から 平成31年2月25日 まで	第2回分
出納責任者氏名	松尾 繁司					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	0 円	
				家屋費		
				選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通信費	28,869	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
その他の寄附	0件	0		食糧費	0	
				休泊費	0	
その他の収入		0		雑費	0	
今回計		0		今回計	28,869	
前回計		4,800,000		前回計	5,793,422	
総計		4,800,000		総計	5,822,291	
				項目		金額
支出のうち公費負担相当額				ビラの作成		476,000 円
				ポスターの作成		609,984 円
報告書受理年月日				平成31年2月26日		第2回報告分

北九州市選挙管理委員会告示第31号

平成31年1月27日執行の北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）  
における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、別紙のとおりである  
。

平成31年4月2日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 日 高 義 隆

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成31年1月27日執行 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 5,766,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木村 年伸	所属党派	自由民主党	期間	平成31年2月7日 から 平成31年2月22日 まで	第2回分
出納責任者氏名	黒水 尚子					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0 円	人件費	72,000	円
その他の寄附	0件	0		家屋費		
その他の収入		0		選挙事務所費	0	
今回計		0		集合会場費	0	
前回計		3,000,000		通信費	0	
総計		3,000,000		交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	0	
				今回計	72,000	
				前回計	1,766,420	
				総計	1,838,420	
支出のうち公費負担相当額				項目	金額	
				ポスターの作成	540,000 円	
報告書受理年月日	平成31年3月1日			第2回報告分		

候補者氏名	木村 年伸	所属党派	自由民主党	期間	平成31年2月23日 から 平成31年2月28日 まで	第3回分
出納責任者氏名	黒水 尚子					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0 円	人件費	0	円
その他の寄附	0件	0		家屋費		
その他の収入		0		選挙事務所費	0	
今回計		0		集合会場費	0	
前回計		3,000,000		通信費	0	
総計		3,000,000		交通費	0	
				印刷費	74,844	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	0	
				今回計	74,844	
				前回計	1,838,420	
				総計	1,913,264	
支出のうち公費負担相当額				項目	金額	
				ポスターの作成	540,000 円	
報告書受理年月日	平成31年3月6日			第3回報告分		

候補者氏名	木村 年伸	所属党派	自由民主党	期間	平成31年3月1日 から 平成31年3月11日 まで	第4回分
出納責任者氏名	黒水 尚子					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0 円	人件費		0 円
				家屋費		
				選挙事務所費		85,000
				集合会場費		75,600
				通信費		0
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
その他の寄附	0件		0	食糧費		0
				休泊費		0
その他の収入			0	雑費		0
今回計			0	今回計		160,600
前回計			3,000,000	前回計		1,913,264
総計			3,000,000	総計		2,073,864
支出のうち公費負担相当額	項目			金額		
	ポスターの作成			540,000 円		
報告書受理年月日	平成31年3月11日			第4回報告分		

北九州市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成31年4月2日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 日高義隆

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,002人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万7人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,165人

小倉北区 5万800人

小倉南区 5万8,642人

若松区 2万3,098人

八幡東区 1万9,053人

八幡西区 7万519人

戸畑区 1万6,411人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
13万3,343人